

令和 8 年 4 月から

子ども・子育て支援金 の徴収が始まります

「子ども・子育て支援金」制度とは？

子ども・子育て支援金制度は、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が、子育て世帯を支える連帯の仕組みです。詳しくはこども家庭庁ホームページをご覧ください。

いつから徴収されるの？

令和 8 年 4 月から徴収が始まります。ただし、後期高齢者医療制度が適用されている組合員は、後期高齢者医療制度で徴収されます。

何に使われるの？

「子ども・子育て支援金」は、令和 5 年 12 月に策定された、こども未来戦略「加速化プラン」施策の財源の一部となります。

施策	児童手当の拡充
	こども誰でも通園制度
	妊婦支援給付金
	育児時短勤務手当金 ほか

どのくらい徴収されるの？

「子ども・子育て支援金」は次の計算式で算出されます。

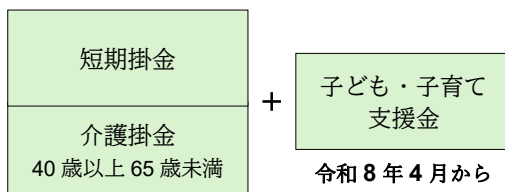
$$\begin{array}{l} \text{標準報酬月額} \\ \text{標準期末手当等額} \end{array} \times 2.3\%$$

支援金は、組合員の掛金と地方公共団体の負担金で折半されるので、組合員の掛金率は **1.15%** です※。

※任意継続組合員の掛金率は 2.3% です。

どのように徴収されるの？

短期掛金(=健康保険料)や介護掛金(=介護保険料)と同様に、毎月の給与や賞与から控除されます。



具体的な金額は？

平均的な組合員(標準報酬月額 440,000 円)の場合

$$440,000 \text{ 円} \times 1.15\% = 506 \text{ 円(月額)}$$

毎月の給与から控除される支援金額は 506 円です。賞与からも、別途控除されるため、年額にすると 8,000 円程度です。